

保育所入所調整基準の見直しについて

資料 3

○保育所入所調整の基準とは

認可保育所や小規模保育事業等の保育施設の利用については、国の定めにより市で各保育施設への入所を調整します。その際、各ご家庭の状況を踏まえた優先度を調整するため、本基準により点数化するものです。

○見直しの概要

社会情勢の変化や、本市の今後の施設整備手法等を踏まえて、より公平性を高めるため、現在の調整基準の見直しを行います。保育士確保のために、市内の認可保育所等に内定した保育士の市内保育施設の利用が可能となるよう、また、より困窮度が高い人が市内の保育施設を利用できるようにします。

○基準の見直し

- ・フルタイム内定 35 点とフルタイム就労中 50 点の差以上に、保護者が市内認可保育所等の保育士として就労（内定）している場合加点（20 点）
- ・市外居住者で市内認可保育所等に就労（内定）している者については、市外居住者減点（100 点減点）を行わない。（入所後、一定期間（5 年程度）の職務実績を求める考え。）
- ・公平性を高めるため、法定の育児休業期間中に育児休業を取らずに既に復職している場合加点（10 点）
- ・きょうだい同時申込みの場合には加点があると同じ園に通える可能性が増える。（多子世帯優先）。すでに入園しているきょうだいがいる場合は加点制度があるが、同時申込みの場合は加点がないため、兄弟同時申込みの場合は加点（11 点）
- ・待機加点については、前年度 3 園以上を希望していても入所できなかった場合に加点（10 点）
- ・希望園が多い場合、困窮度が高いと考えられるため、3 園以上希望した場合加点する。（1 点）
- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育が就労等している保護者への給付対象となり、利用者の増加が見込まれるため、市内幼稚園に就労（内定）している教員に加点（10 点）
- ・保育の無償化により副食費について滞納が発生することが考えられるため、「保護者に正当な理由がなく 6 か月以上保育所保育料の滞納がある場合」を「保護者に正当な理由がなく保育所保育料等の滞納がある場合」に変更する。
- ・同点数のため入所の優先度が判断できなかった場合、総合的な判断に使用する基準に「7）3 園以上の申し込みがあった市内小学校・中学校に就労（内定）している教員を優先する」を追加する。

調整点数（案）

調整内容	点数
ひとり親家庭	90
生活保護世帯	10
生活のための就労の必要性が高い場合	50
虐待やDVのおそれがあり、特に保育所の入所の必要性が認められる場合	50～
子どもが障がいをもつ場合 (集団保育が可能な場合に限る)	5
産前産後休暇及び育児・介護休業法に基づいた育児休暇を終えた復職 (一定の条件を満たす自営業者、専従者を含む)	10
<u>法定の育児休業期間中に育児休業を取らずに既に復職している場合</u>	10
同じ保育所に兄弟姉妹が入所している場合	10
<u>きょうだい同時に申し込む場合</u>	11
<u>3園以上希望した場合</u>	1
小規模保育事業などの卒園児 (連携施設が設定されている場合は、連携施設に限る。)	20
<u>前年度4月入所に3園以上申し込みをしたが入所できなかった場合</u> (入所辞退や取下げをした場合を除く)	10
認可外保育施設に入所し、週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上保育を必要としている場合	5
市外の保育所に入所している児童が転園する場合	5
在園児が諸般の事情で一時的に退園し、復園する場合	10
<u>保護者が市内認可保育所等の保育士として就労(内定)をしている場合</u>	20
<u>保護者が市内幼稚園の教員として就労(内定)している場合</u>	10
65歳未満の保育可能な直系尊属(祖父母等)と同居している場合	△20
親族が経営する事業所で就労している場合	△10
市外居住者(転入が確定している者、 <u>市内認可保育所等に就労(内定)している者を除く。</u>)	△100
保護者に正当な理由がなく保育所保育料等の滞納がある場合	△50

同点数のため入所の優先度が判断できなかった場合は、次の基準を用いて、総合的に判断する。

(1) 入所希望理由による優先度

- ①災害 ②疾病・障がい ③家庭外労働
④介護・看護⑤家庭内労働 ⑥家庭外・内労働(内定) ⑦就学 ⑧出産 ⑨求職中

(2) 収入のより低い者を優先する。

(3) 多子世帯を優先する。

(4) 祖父母等親族の居住状況で、より自宅からの距離に近い者の優先度を下げる。

(5) ひとり親家庭を優先する。

(6) 保護者の就労先等が遠方のため、希望園が限定されてしまう者を優先する。ただし、希望園を優先するものであり、入所を優先するものでない。

(7) 3園以上の申し込みがあった市内小学校・中学校に勤務する教員を優先する。